

電子契約システムの試行対象案件の拡大について

電子契約システムは、これまで紙媒体で行っていた契約の締結から請求までの一連の手続きを、システム上でやり取りすることを可能とするシステムで、地方防衛局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る契約において、令和元年8月から試行運用を開始したところです。

今般、更なるシステム化推進を図る観点から、以下のとおり試行対象案件を拡大しましたのでお知らせします。

対象案件

原則として、地方防衛局等が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務

電子契約システム

電子契約システムは以下のメリットがあります。

- (1) 押印不要
契約書をはじめ多数の契約関係書類や工事関係書類には押印が必要でしたがそれが全て不要となります。
- (2) 印紙税不要
契約金額が高額になればなるほど高額な印紙税が必要でしたが不要となります。
- (3) 持参又は郵送等不要
契約書等をご持参又は郵送等により提出頂いておりましたが、システム上で書類のやりとりを行いますので時間や経費の削減につながります。
- (4) 保管コストの削減
契約書をはじめ膨大な量となる設計図書等をシステムサーバー内に保管することが可能となりますので、保管に係るコストの削減につながります。

導入準備

導入にあたり、ご準備頂く主な内容は以下のとおりです。

- (1) 認証局発行のICカード及びICカードリーダー
電子入札システムでご使用いただいているものをそのままご利用頂けます。
- (2) 端末の準備
推奨端末（Windows8.1以上）をご準備ください。
- (3) 初期設定
設定に関するマニュアルを以下のURLからご参照ください。
[URL:https://www.gecs.mlit.go.jp/](https://www.gecs.mlit.go.jp/)

電子契約システムヘルプデスク

電子契約システムに関するお問い合わせは以下のとおり。

電話：050(3816)8300
受付時間：9:00～17:30（土、日、祝日及び年末年始を除く。）
電子メール：hqt-ec-helpdesk@mlit.go.jp